



平成 27 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 象印マホービン株式会社  
代表者名 取締役社長 市川 典男  
(コード 7965 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 飯田 昌清  
(TEL. 06-6356-2368)

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されている趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 27 年 11 月 24 日 (火)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 27 年 11 月 24 日 (火) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。

##### (3) 効力発生日

平成 27 年 11 月 24 日 (火)

### 3. 株主優待制度の変更について

上記単元株式数の変更に伴い、株主優待制度の対象となる株主様について見直しを行い、平成 28 年 11 月 20 日を基準日とする株主優待から下記のとおり変更いたします。

なお、平成 27 年 11 月 20 日を基準日とする株主優待は従来どおりの基準に基づき実施いたします。

#### (1) 対象となる株主様

11 月 20 日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式 100 株（1 単元）以上を保有の株主様といたします。

#### (2) 優待内容

当社商品の優待価格および優待特別割引による販売を行います。

優待特別割引（ご購入金額合計からの割引）につきましては下表のとおりといたします。

	変更前	変更後
100 株以上 500 株未満	—	ご購入金額合計より 1,000 円割引
500 株以上 1,000 株未満	—	ご購入金額合計より 2,000 円割引
1,000 株以上	ご購入金額合計より 3,000 円割引	ご購入金額合計より 4,000 円割引

#### (3) 変更実施時期

平成 28 年 11 月 20 日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様から上記変更を実施いたします。

以上